

三重県廃棄物関係事業功労者表彰要綱

(趣旨)

第1 三重県内における廃棄物の適正な処理の推進等に関し、県の施策に顕著な功績を収めた個人等を表彰し、その功績をたたえることにより、廃棄物の適正な処理を推進し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2 廃棄物の適正な処理の推進等に関し、県の施策に顕著な功績を収めた個人又は事業者を表彰の対象とする。

ただし、過去において、廃棄物の適正な処理の推進等に関する同一の功績について、別に定める三重県知事の表彰を受けたものは、表彰の対象としない。

(被表彰候補者の推薦)

第3 被表彰候補者の推薦は、別表第一に定める表彰区分に応じた推薦基準に基づき、別に定めるところにより行うものとする。

(審査・選考)

第4 被表彰候補者の審査及び被表彰者の選考は、廃棄物関係事業功労者表彰審査会（以下「審査会」という。）において行い、知事が被表彰者を決定する。

2 審査会は、別表第二に掲げる者をもって構成する。

(表彰の期日)

第5 表彰は、毎年度一回、環境関係行事等において、表彰状を授与して行う。ただし、特別の理由があるときは、臨時に行うことができる。

(雑則)

第6 この要綱に規定するもののほか、表彰の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

別表第一

表彰区分	推薦基準
<p>廃棄物事業功労 (個人)</p>	<p>廃棄物の適正な処理の推進等に関し、県の施策に顕著な功績を収めた個人であって、廃棄物の処理に関する公益法人（社団法人、財団法人）等及びこれに類する団体の役員として従事した期間が 10 年以上である者</p>
<p>産業廃棄物事業功労 (事業者)</p>	<p>産業廃棄物の適正な処理の推進等に関し、県の施策に顕著な功績を収めた事業者であって、次のいずれかの条件を満たす者</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 2 項、第 14 条第 7 項、第 14 条の 4 第 2 項及び第 14 条の 4 第 7 項の規定による許可の更新（以下「更新」という。）において、そのいずれかの直近 2 回の更新の際、そのいずれの更新においても、知事が優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条の 9 第 2 号、第 6 条の 11 第 2 号、第 6 条の 13 第 2 号及び第 6 条の 14 第 2 号に掲げる者に該当するものをいう。）に認定した者</p> <p>(2) 直近の更新の際、知事が優良認定処理業者として認定した者のうち、当該更新の日の前日において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 1 号）附則第 13 条、第 16 条、第 19 条又は第 22 条に規定する基準に適合する旨の確認を受けていた者</p>
<p>各表彰区分 共通事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 過去において、廃棄物の適正な処理の推進等に関する同一の功績について、別に定める三重県知事の表彰を受けていないこと。 2 表彰年度の 4 月 1 日の時点において、過去 10 年以内に禁固以上の刑に処せられたことがないこと。 3 表彰年度の 4 月 1 日の時点において、自ら又は自らが役員を務める法人が、過去 10 年以内に環境に関する法令に違反し、不利益処分を受けたことがないこと。

別表第二

<p>廃棄物対策局長 廃棄物対策局次長 廃棄物・リサイクル課長 廃棄物監視・指導課長 廃棄物対策局関係班長</p>

三重県廃棄物関係事業功労者表彰要領

(表彰の対象)

第1 三重県廃棄物関係事業功労者表彰要綱（以下「要綱」という。）第2ただし書きの別に定める三重県知事の表彰は、次のとおりとする。

- (1) 環境保全功労者表彰
- (2) 環境功労賞
- (3) リサイクル推進功労賞
- (4) みえ環境活動賞
- (5) みえ環境大賞
- (6) 日本環境経営大賞
- (7) 廃棄物関係事業功労者表彰

(被表彰候補者の推薦)

第2 被表彰者候補者は、推薦者からの推薦によるものとする。

(推薦の期限及び方法)

第3 要綱第3に定める被表彰候補者の推薦の期限は、別に定めるところによる。

- 2 要綱第3に定める被表彰候補者の推薦は、廃棄物関係事業功労者推薦調書（別紙様式1、別紙様式3）、履歴書（別紙様式2）及びその他参考資料の提出により行い、その方法は別に定めるところによる。

(審査会の運営)

第4 要綱第4に定める廃棄物関係事業功労者表彰審査会（以下「審査会」という。）の座長は、廃棄物対策局長をもってあてる。

- 2 審査会の開催は、推薦期限後、適当な時期に開催する。
- 3 審査会は、被表彰候補者にかかる推薦への適否を審査し、被表彰者を選考する。この場合において、審査会は必要に応じ、関係機関又は市町等の意見を聴くことができる。
- 4 審査会の庶務は、廃棄物・リサイクル課において処理する。

(表彰の取り消し)

第5 被表彰者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、知事は審査会の意見を聴取し、表彰を取り消すことができるものとする。

- (1) 応募書類に、虚偽、誇張等事実と異なる記載があったとき。
- (2) 法令違反など社会通念上好ましくない行為があったとき。
- (3) 被表彰者の行為により、三重県の名誉を毀損し、又は信用を失墜するおそれがあるとき。
- (4) その他、表彰を取り消すことが適当であると認められるとき。

附 則

この要領は、平成30年5月30日から施行する。